

HAMADA 教育魅力化パートナーバンク設置要項

HAMADA 教育魅力化コンソーシアム

(趣旨)

第1条 HAMADA 教育魅力化パートナーバンク(以下、「バンク」という。)は、浜田市の高校生世代の子どもたちが、ふるさとの良さを実感しながら、主体的・創造的に学んだり活動したりすることに対して、広く浜田市民として支援するとともに、パートナーとなって、その思いや願いについて対話を通して共感・共有しようとする人材を登録し、浜田市内の県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「学校等」という。)にその情報を提供する機能として、HAMADA 教育魅力化コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)に設置する。

(所掌事務)

第2条 バンクの所掌事務は、次に掲げる事項とし、コンソーシアム事務局が行う。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 登録した人材の情報の管理及び提供に関すること。
- (3) その他、バンクに関し必要な事項

(登録対象者)

第3条 バンクの登録は、本趣旨に賛同する者とする。ただし、次に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 政治的もしくは宗教的な目的のため又は営利を目的とする宣伝のため、バンクに登録しようとする者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係ある者。
- (3) その他、バンクの趣旨に合わない者。

(登録申込み)

第4条 バンクへの登録申込みは本人が行うこととし、登録申込書(様式第1号)をコンソーシアム事務局に提出することとする。

(パートナーの登録)

第5条 コンソーシアムは、登録申込み者が第3条に掲げる登録対象者として適正であれば、HAMADA 教育魅力化パートナー(以下、「パートナー」という。)と称して、バンクに登録するものとする。

(登録内容の管理)

第6条 パートナーの登録内容は、コンソーシアム事務局が電子データで管理するものとし、特定された利用者の依頼に応じて、必要な情報のみを提供する。

(登録内容の変更)

第7条 パートナーは、登録内容に変更が生じたときは、速やかにコンソーシアム事務局に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 コンソーシアムは、パートナーが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) パートナーから申出があったとき。
- (2) パートナーがバンクを利用して政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき。
- (3) パートナーが社会的信用を失墜させるような行為をしたとき。
- (4) その他、コンソーシアムがパートナーとして不相当と認めたとき。

(バンクの利用者)

第9条 バンクを利用することができる者(以下、「利用者」という。)は、浜田市内の県立高等学校及び県立特別支援学校とする。

(利用方法)

第10条 バンクの利用方法は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 利用者がバンクを利用しようとする時は、コンソーシアム事務局に対してパートナーの登録情報の提供を依頼する。
- (2) コンソーシアム事務局は、利用者に対し、その依頼に応じて必要な情報のみを提供する。
- (3) 利用者は、パートナーと連絡をとり、日程や内容、謝金の有無、パートナーの交通費、材料費等の負担について、相談・協議した上で、直接依頼する。
- (4) 利用者は、バンクの利用後、2週間以内に利用実績報告書(様式第2号)をコンソーシアム事務局に提出する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、バンクに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年10月22日から施行する。